

鹿屋市低所得者支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、低所得者に対し、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する鹿屋市低所得者支援給付金事業を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達するために、鹿屋市（以下「市」という。）によって支給される鹿屋市低所得者支援給付金をいう。
- (2) こども加算金 給付金のうち、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、給付金の支給の対象となる世帯に属する児童等の人数に応じて支給する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。
- (2) 令和6年度分の市町村民税均等割のみが課税である世帯 次のア又はイのいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 同一の世帯に属する者全員が基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和6年度分の市町村民税均等割のみが課されている

ものである世帯

イ 同一の世帯に属する者全員が基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和6年度分の市町村民税均等割のみが課されているもの及び令和6年度分の市町村民税均等割が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されたものである世帯

2 こども加算金の支給の対象者（以下「こども加算対象者」という。）は、前項の給付金の支給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する児童等（以下「加算対象児童」という。）が属する世帯の世帯主とする。

(1) 給付基準日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（平成18年4月2日以後に生まれた児童をいい、世帯主である者を除く。以下「18歳以下児童」という。）であって、第1項第1号又は第2号と同一世帯に属するもの

(2) 給付基準日の翌日以後に生まれた新生児であって、第1項第1号又は第2号と同一世帯に属するもの

(3) 給付基準日において、第1項第1号又は第2号と同一世帯員として住民基本台帳に記録されていない18歳以下児童であって、当該給付対象者と生計が同一であると認められるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち低所得世帯支援枠又は給付金・定額減税一体支援枠を活用した取組の支援を受けた世帯と同一の世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯（令和5年度分の市町村民税均等割が非課税又は市町村民税均等割のみが課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は受給を辞退した世帯を含む。）

(3) 租税条約による免除の適用の届出によって令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(4) 令和6年1月2日以後に初めて海外から転入した者のみで構成される世帯

4 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるものとして市長が適当と認められ

る場合は、支給対象とすることができる。

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、1世帯につき、10万円とする。

2 こども加算対象者に支給するこども加算金の支給額は、加算対象児童1人につき、5万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に監護されている児童又は同号に規定する障害児入所施設等に入所している児童については、給付金の算定の基礎となる加算対象児童に含まない。

(受給権者)

第5条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者又は死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者、その他親族等からの暴力等を理由に避難している者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）若しくは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得者支援給付金（非課税世帯）支給要件確認書（要申請）（別記第1号様式）又は低所得者支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給要件確認書（要申請）（別記第2号様式）並びに低所得者支援給付金（均等割のみ課税世帯）支給要件確認書（要申請）（別記第3号様式）又は低所得者支援給付金（均等割のみ課税世帯・こども加算）支給要件確認書（要申請）（別記第4号様式）（以下「確認書」という。）若しくは低所得者支援給付金申請書（請求書）（別記第5号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 支給対象者のうち、令和6年6月4日以後に出生した児童がいる世帯の世帯主は、低所得者支援給付金申請書（請求書）新生児用（別記第6号様式）を、支給

対象者が属する世帯と別世帯であるが生計同一関係にある児童がいる世帯の世帯主は、前項に定める確認書又は申請書に加え、別居監護申立書（別記第7号様式）を市に提出しなければならない。

3 確認書の提出又は申請書による支給の申請（以下「申請等」という。）に基づく給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号若しくは第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第4号又は第5号に掲げる支給方式を行うこととする。

(1) 郵送方式 申請者が確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 申請者が確認書等を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 電子申請方式 申請者が公的身分証明書による申請者本人であることを証した上で、市が整備するシステムを通じて市に電子申請し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 申請者が確認書等を郵送により、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(5) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に出し、鹿屋市が現金書留等により現金を送付する方式

4 市長は、前項の規定による申請等の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条第2項の確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市が適当と認める者

2 代理人が申請等をするときは、確認書等の委任欄に必要な事項を記載しなければならない。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人の本人確認を行う。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和6年10月31日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条第1項の規定による確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

2 給付金の支給を受けた者が、修正申告等により第3条に規定する支給対象者でなくなった場合は、市は、給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 鹿屋市低所得者支援給付金支給事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

<p>1 配偶者、その他親族等からの暴力等を理由に避難している者の取扱い</p>	<p>(1) 次に掲げる者であつて、かつ、第2号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。</p> <p>ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であつて、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であつて、基準日において市に住民票を移していない者</p> <p>イ 親族からの暴力等を理由とした避難した者で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者</p> <p>(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。</p> <p>ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条及び第10条の2に基づく保護命令（第10条による接近禁止命令又は第10条の2による退去等命令）が出されていること。</p> <p>イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センタ</p>
--	---

	<p>一、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関、関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。</p> <p>ウ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。</p> <p>エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合（女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）</p>
<p>2 措置入所等児童の取扱い</p>	<p>基準日において、次の第1号から第6号までのいずれかに該当する児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児</p>

童を除く。)

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置がとられて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置がとられて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置がとられて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の

	<p>規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）</p> <p>(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、入居している者に限る。）</p> <p>(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）</p>
<p>3 入所措置等がとられている障がい者・高齢者の取扱い</p>	<p>次の第1号又は第2号のいずれかに該当する措置入所等障がい者及び措置入所等高齢者（以下「措置入所等障がい者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障がい者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障がい者・高齢者に支給する。</p> <p>(1) 措置入所等障がい者 身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置がとられている者（措置がとられてい</p>

	<p>る者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 措置入所等高齢者 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等がとられている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。</p>
<p>4 ホームレス等の取扱い</p>	<p>居住が安定していない者であり、かつ、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者であって、基準日の翌日以後、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。</p>
<p>5 無戸籍者の取扱い</p>	<p>現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。</p>

別記

第1号様式（第6条関係）

低所得者支援給付金（非課税世帯）支給要件確認書（要申請）

※オンライン申請を行う場合は、この確認書の返送は不要です。



鹿屋市長あて	お問合せ番号
申請期限：令和6年10月31日（木）	
世帯主氏名	現住所

1. 世帯主の方が御自身の世帯について、次の内容を確認してください。

①	世帯員全員が、住民税課税者から扶養されている世帯ではありません。
②	世帯の中に、住民税課税となる人又は住民税課税となる所得があるのに未申告である人はいません。
③	令和5年度の価格高騰重点支援給付金(7万円又は10万円)を受給していません。(他自治体を含む)



2. 受給の希望/辞退について、□に✓を入れてください。

下記の【同意事項】に同意し、受給を希望します。

【同意事項】

- 課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還します。
- 虚偽の内容で申請した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

受給を辞退します。

理由： 支給対象外のため（1. ①～③のうち該当しない項目がある）
 受給を希望しないため その他〔 〕

3. 「確認日」「世帯主氏名（記名押印）」「連絡先電話番号」を御記入ください。

上記の全ての内容に相違ありません。

確認日	世帯主氏名	連絡先電話番号
令和6年 月 日	(署名または記名押印)	※日中連絡可能な電話番号を御記入ください。

4. 振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。

下欄に口座情報を記入し、**裏面**の【確認書類貼付台紙】に**通帳等の写し**を貼付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め)	口座名義 (カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1. 普通 2. 当座		
ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰め)		口座名義 (カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに記載の記号・番号をお書きください	1 0 ※			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、電話0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)までお問い合わせ下さい。

裏面も必ず御確認ください

※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、**表面**に代理人名義の口座情報を記入してください。
また、下の【確認書類貼付台紙】に**通帳等の写し**と**代理人の本人確認書類の写し**を貼付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	住所	
		〒	
	世帯主との関係	生年月日	電話番号 ※日中連絡が付きやすい番号
	1.同一世帯 2.法定代理人 3.親族等()	年 月 日	()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市低所得者支援給付金の「受給」を委任します。		世帯主	氏名 <small>(署名又は記名押印)※表面の確認印と同じ印を押印してください</small>

【確認書類貼付台紙】

【受取口座】 確認書類 貼付欄 (のりしろ)	希望する受取口座の 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる 通帳又はキャッシュカードの写し	を貼ってください。
	<p>代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合は貼付してください。</p> <p>※世帯主名義の口座を選択した場合は、不要です。 ※以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証 ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳 等 ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書 ・医療機関等の診察カード <p>※法定代理人(親権者、成年後見人等)の方が申請する場合は、上記に加えて代理権を証明する書類の貼付が必要です。</p>	

【留意事項】

- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 令和6年6月4日以降に生まれた子どもがいる場合は別途お手続きが必要です。下記の間合せ先へ御連絡ください。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに当確認書の提出がない場合は受給を辞退したものとみなします。また、特段の事情がなく、市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

【間合せ先】

鹿屋市低所得者支援及び定額減税補足給付金受付センター
電話：0994-35-1654（受付時間：午前8時30分～午後5時）
場所：鹿屋市役所6階 601会議室

第2号様式（第6条関係）

低所得者支援給付金（非課税世帯・子ども加算）支給要件確認書（要申請）

※オンライン申請を行う場合は、この確認書の返送は不要です。



鹿屋市長あて	お問合せ番号
申請期限：令和6年10月31日（木）	
世帯主氏名	現住所

1. 世帯主の方が御自身の世帯について、次の内容を確認してください。

①	世帯員全員が、住民税課税者から扶養されている世帯ではありません。
②	世帯の中に、住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である人はいません。
③	令和5年度の価格高騰重点支援給付金（7万円又は10万円）を受給していません。（他自治体を含む）

※①～③の全てに該当している場合、給付金が受け取れます。（いずれか1つでも該当した場合、支給対象に該当せず、給付金は受け取れません。）

2. 子ども加算の対象となる児童（※平成18年4月2日から令和6年6月3日までに生まれた児童）

令和6年6月3日現在で、対象児童が児童養護施設や障がい児入所施設等に入所している場合は、に✓を入れてください。（※施設に入所している場合は、子ども加算の対象となりません。）

	氏名	生年月日	施設等に入所の場合		氏名	生年月日	施設等に入所の場合
1			<input type="checkbox"/>	5			<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/>	6			<input type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/>	7			<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/>	8			<input type="checkbox"/>

※令和6年6月4日以降に生まれた児童は、別途お手続きが必要となります。お問い合わせください。

※学校の寮など、別世帯の児童を扶養している場合は、別途お手続きが必要となります。お問い合わせください。

3. 受給の希望又は辞退のを入れて、確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号を記入してください。

受給を希望します。 受給を辞退します。 （理由： 支給対象外のため 受給を希望しない
 その他（ ））

上記の全ての内容に相違ありません。

確認日	世帯主氏名	連絡先電話番号
令和6年 月 日	(署名または記名押印)	※日中連絡可能な電話番号を御記入ください。 ()

※虚偽の内容で申請した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただく場合があります。

※課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還していただく場合があります。

4. 振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。

下欄に口座情報を記入し、裏面の【確認書類貼付台紙】に通帳等の写しを貼付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1. 普通 2. 当座		

ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰めで)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1 : : : : 0 ※		

※口座が作れない等、口座振込による受け取りができない方は、給付金受付センター(電話0994-35-1654)までお問い合わせ下さい。

裏面も必ず御確認ください

※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、**表面**に代理人名義の口座情報を記入してください。
また、下の【確認書類貼付台紙】に**通帳等の写し**と**代理人の本人確認書類の写し**を貼付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	住 所	
		〒	
	世帯主との関係	生 年 月 日	電話番号 ※日中連絡がつきやすい番号
	1.同一世帯 3.親族等() 2.法定代理人	年 月 日	()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市低所得者支援給付金の「受給」を委任します。		世帯主	氏 名 <small>(署名又は記名押印)※表面の確認印と同じ印を押印してください</small>

【確認書類貼付台紙】

【受取口座】 確認書類 貼付欄(のりしろ)	希望する受取口座の 〔金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる 通帳又はキャッシュカードの写し〕を貼ってください。
	<p><u>代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合は貼付してください。</u></p> <p>※世帯主名義の口座を選択した場合は、不要です。 ※以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)</p> <p>〔・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証 ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳 等 ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書 ・医療機関等の診察カード〕</p> <p>※法定代理人(親権者、成年後見人等)の方が申請する場合は、 上記に加えて代理権を証明する書類の貼付が必要です。</p>

【留意事項】

- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 令和6年6月4日以降に生まれた子どもがいる場合は別途お手続きが必要です。下記の問合せ先へ御連絡ください。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに当確認書の提出がない場合は受給を辞退したものとみなします。また、特段の事情がなく、市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

【問合せ先】

鹿屋市低所得者支援及び定額減税補足給付金受付センター
電話：0994-35-1654（受付時間：午前8時30分～午後5時）
場所：鹿屋市役所6階 601会議室

第3号様式（第6条関係）

低所得者支援給付金（均等割のみ課税世帯）支給要件確認書（要申請）

※オンライン申請を行う場合は、この確認書の返送は不要です。

鹿屋市長あて	お問合せ番号
申請期限：令和6年10月31日（木）	
世帯主氏名	現住所



1. 世帯主の方が御自身の世帯について、次の内容を確認してください。

①	世帯員全員が、住民税課税者から扶養されている世帯ではありません。
②	世帯の中に、住民税所得割が課税となる人又は住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である人はいません。
③	令和5年度の価格高騰重点支援給付金(7万円又は10万円)を受給していません。(他自治体を含む)

①～③全てに該当します。
支給対象です。給付金を受給できます。

①～③のうち1つ以上該当しない項目があります。
支給対象外です。給付金は受け取れません。

2. 受給の希望/辞退について、□に✓を入れてください。

下記の【同意事項】に同意し、受給を希望します。

【同意事項】

- ・課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還します。
- ・虚偽の内容で申請した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

受給を辞退します。

理由： 支給対象外のため（1.①～③のうち該当しない項目がある）

受給を希望しないため その他〔 〕

3. 「確認日」「世帯主氏名（記名押印）」「連絡先電話番号」を御記入ください。

上記の全ての内容に相違ありません。

確認日	世帯主氏名	連絡先電話番号
令和6年 月 日	(署名または記名押印)	※日中連絡可能な電話番号を御記入ください。

4. 振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。

下欄に口座情報を記入し、裏面の【確認書類貼付台紙】に通帳等の写しを貼付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
金融機関コード	支店コード	1. 普通 2. 当座		
ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰め)		口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1	0		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、電話0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)までお問い合わせ下さい。

裏面も必ず御確認ください

※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、**表面**に代理人名義の口座情報を記入してください。
また、下の【確認書類貼付台紙】に**通帳等の写しと代理人の本人確認書類の写し**を貼付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	住所	
		〒	
	世帯主との関係	生年月日	電話番号 ※日中連絡が付きやすい番号
	1.同一世帯 3.親族等() 2.法定代理人	年 月 日	()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市低所得者支援給付金の「受給」を委任します。		世帯主	氏名 (署名又は記名押印)※表面の確認印と同じ印を押印してください

【確認書類貼付台紙】

【受取口座】 確認書類 貼付欄 (のりしろ)	希望する受取口座の 〔金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる 通帳又はキャッシュカードの写し〕を貼ってください。
	<p>代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合は貼付してください。</p> <p>※世帯主名義の口座を選択した場合は、不要です。 ※以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)</p> <p>〔・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証 ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳 等 ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書 ・医療機関等の診察カード〕</p> <p>※法定代理人(親権者、成年後見人等)の方が申請する場合は、 上記に加えて代理権を証明する書類の貼付が必要です。</p>

【留意事項】

- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 令和6年6月4日以降に生まれた子どもがいる場合は別途お手続きが必要です。下記の問合せ先へ御連絡ください。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに当確認書の提出がない場合は受給を辞退したものとみなします。また、特段の事情がなく、市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

【問合せ先】

鹿屋市低所得者支援及び定額減税補足給付金受付センター
電話：0994-35-1654 (受付時間：午前8時30分～午後5時)
場所：鹿屋市役所6階 601会議室

第4号様式（第6条関係）

低所得者支援給付金（均等割のみ課税世帯・子ども加算）支給要件確認書（要申請）

※オンライン申請を行う場合は、この確認書の返送は不要です。

鹿屋市長あて	お問合せ番号
申請期限：令和6年10月31日（木）	
(受付印)	
世帯主氏名	現住所

1. 世帯主の方が御自身の世帯について、次の内容を確認してください。

①	世帯員全員が、住民税所得割の課税者から扶養されている世帯ではありません。
②	世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である人はいません。
③	令和5年度の価格高騰重点支援給付金（7万円又は10万円）を受給していません。（他自治体を含む）

※①～③の全てに該当している場合、給付金が受け取れます。（いずれか1つでも該当した場合、支給対象に該当せず、給付金は受け取れません。）

2. 子ども加算の対象となる児童（※平成18年4月2日から令和6年6月3日までに生まれた児童）

令和6年6月3日現在で、対象児童が児童養護施設や乳児院、障がい児入所施設等に入所している場合は、にを入れてください。（※施設に入所している場合は、子ども加算の対象となりません。）

	氏名	生年月日	施設等に入所の場合		氏名	生年月日	施設等に入所の場合
1			<input type="checkbox"/>	5			<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/>	6			<input type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/>	7			<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/>	8			<input type="checkbox"/>

※令和6年6月4日以降に生まれた児童は、別途お手続きが必要となります。お問い合わせください。

※学校の寮など、別世帯の児童を扶養している場合は、別途お手続きが必要となります。お問い合わせください。

3. 受給の希望又は辞退のにを入れて、確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号を記入してください。

受給を希望します。 受給を辞退します。 （理由： 支給対象外のため 受給を希望しない
 その他（ ））

上記の全ての内容に相違ありません。

確認日	世帯主氏名	連絡先電話番号
令和6年 月 日	(署名または記名押印)	※日中連絡可能な電話番号を御記入ください。 ()

※虚偽の内容で申請した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただく場合があります。

※課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還していただく場合があります。

4. 振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。

下欄に口座情報を記入し、**裏面**の【確認書類貼付台紙】に**通帳等の写し**を貼付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1. 普通 2. 当座		
ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰めで)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)	
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1 0 ※			

※口座が作れない等、口座振込による受け取りができない方は、給付金受付センター(電話0994-35-1654)までお問い合わせ下さい。

裏面も必ず御確認ください

※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、**表面**に代理人名義の口座情報を記入してください。
また、下の【確認書類貼付台紙】に**通帳等の写しと代理人の本人確認書類の写し**を貼付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	住所	
		〒	
	世帯主との関係	生年月日	電話番号 ※日中連絡がつかやすい番号
	1.同一世帯 3.親族等()	年 月 日	()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市低所得者支援給付金の「受給」を委任します。		世帯主	氏名 <small>(署名又は記名押印)※表面の確認印と同じ印を押印してください</small>

【確認書類貼付台紙】

【受取口座】 確認書類 貼付欄(のりしろ)	希望する受取口座の 〔金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる 通帳又はキャッシュカードの写し〕を貼ってください。
	<p><u>代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合は貼付してください。</u></p> <p>※世帯主名義の口座を選択した場合は、不要です。 ※以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)</p> <p>〔・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証 ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳 等 ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書 ・医療機関等の診察カード〕</p> <p>※法定代理人(親権者、成年後見人等)の方が申請する場合は、 上記に加えて代理権を証明する書類の貼付が必要です。</p>

【留意事項】

- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 令和6年6月4日以降に生まれた子どもがいる場合は別途お手続きが必要です。下記の問合せ先へ御連絡ください。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに当確認書の提出がない場合は受給を辞退したものとみなします。また、特段の事情がなく、市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

【問合せ先】

鹿屋市低所得者支援及び定額減税補足給付金受付センター
電話：0994-35-1654（受付時間：午前8時30分～午後5時）
場所：鹿屋市役所6階 601会議室

第5号様式（第6条関係）

低所得者支援給付金 申請書（請求書）



鹿屋市長あて

①私(世帯主(申請・請求者))は、裏面記載の **誓約・同意事項** に同意の上、低所得者支援給付金を申請します。

世帯主氏名		申請日	年 月 日
フリガナ (署名又は記名押印)	印	電話番号	※日中に連絡が取れる番号 ()
現住所		生年月日	
		明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日

②申請・請求者が属する世帯の状況

(1)令和6年6月3日時点の世帯のすべての構成員について記入してください。

令和6年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する住民税課税証明書を添付してください。(※該当者全員分) 添付がない場合は給付金を支給することができません。

No.	フリガナ	申請者との続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住所	異なる場合は令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税均等割課税状況
	氏名			現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
1	(申請・請求者)	本人	明・大・昭・平・令 年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

(2)令和6年6月4日以降に生まれた児童・令和6年6月3日時点で別世帯だが扶養している児童(平成18年4月2日以降生まれ)がいる場合は、記入してください。

○「同居・別居の別」は、令和6年6月4日以降に生まれた児童については申請日時点、令和6年6月3日時点で別世帯だが扶養している児童については、令和6年6月3日時点で記入してください。
○該当する児童がいる場合は、裏面に記載されている添付書類を提出してください。

No.	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	同居・別居の別	別居の場合には対象児童の住所を記入
1			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

③振込を希望する金融機関の口座情報を御記入ください。(原則、①世帯主の口座とします。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1. 普通 2. 当座		
ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰めで)		口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1 0 ※			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、電話0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)までお問い合わせ下さい。

裏面も必ず御確認ください

※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、表面の③に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	氏名		住所	
	フリガナ			
	世帯主との関係		生年月日	電話番号 ※日中連絡がつきやすい番号
	1.同一世帯 3.親族等()	2.法定代理人 ()	明・大・昭・平・令 年 月 日	()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市低所得者支援給付金の「受給」を委任します。		世帯主	氏名 (署名又は記名押印)※上記の申請印と同じ印を押印してください	

誓約・同意事項 ※必ず御確認ください

- 私は、低所得者支援給付金（以下「本給付金」という。）の支給要件に該当します。
- 世帯の全員が、「非課税者」又は「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者及び非課税者」のみで構成されています。
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 令和6年11月20日までに、申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。
- 市が本給付金の支給決定を行った以降であっても、申請者の責めのいかなを問わず、振込不能等の事由によって令和6年12月27日までに支払が完了しない場合は、以後、本給付金は支給されないことに同意します。
- 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、また、世帯の一員が、本給付金を受給していることが判明した場合には、本給付金を返還します。

添付書類について ※ご提出前に、もう一度ご確認ください

- ①本人確認書類（世帯主・代理人※）のコピー
世帯主（申請・請求者）本人の運転免許証、マイナンバーカードの表面、健康保険証、年金手帳、後期高齢者医療被保険者証、パスポート、在留カード等（いずれか1点）のコピーを同封してください。
※代理人の口座での受給を希望した場合は、世帯主と代理人両方の本人確認書類のコピーが必要です。
- ②振込口座が確認できる書類のコピー
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳のコピー（通帳の表紙をめくったページ等）またはキャッシュカードのコピーを同封してください。
- ③「令和6年度課税状況を証明するための書類」の写し
※令和6年1月2日以降に、鹿屋市に転入された方全員の「令和6年度課税状況を証明するための書類」（課税証明書及び非課税証明書）の写しを同封してください。
※収入がない15歳以下の方は同封不要です。
※「令和6年度課税状況を証明するための書類」（課税証明書及び非課税証明書）は、令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得してください。
- ※④対象児童に令和6年6月4日以降に生まれた新生児が含まれる場合のみ
・出生届出済証明書 又は 住民票の写し（コピー）等
- ※⑤対象児童の住所が申請者と異なる（別居）場合のみ
・令和6年6月3日時点で別居している児童の世帯の住民票謄本（写し（コピー）可）
・別居監護申立書（第7号様式）

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____

※記入漏れや添付書類の不備はありませんか。不備がある場合、給付を受けられませんのでご注意ください。

低所得者支援給付金 申請書（請求書） **新生児等用**



鹿屋市長あて

①私(世帯主(申請・請求者))は、裏面記載の **誓約・同意事項** に同意の上、低所得者支援給付金(こども加算・新生児等)を申請します。

世帯主氏名	申請日	年 月 日
フリガナ (署名又は記名押印)	電話番号	※日中に連絡が取れる番号 ()
現住所	生年月日	
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

②下の口に✓を入れてください。

私の世帯は、低所得者支援給付金の対象となる

非課税世帯 均等割のみ課税世帯 として給付金を受給済みです。

③対象児童の確認

※令和6年6月4日以降に生まれた児童・令和6年6月3日時点で別世帯だが扶養している児童（平成18年4月2日以降生まれ）について、記入してください。

- 「同居・別居の別」は、令和6年6月4日以降に生まれた児童については申請日時点、令和6年6月3日時点で別世帯だが扶養している児童については、令和6年6月3日時点で記入してください。
- 該当する児童がいる場合は、裏面に記載されている添付書類を提出してください。
- ※こども加算は対象の児童1人あたり1回限りです。
- ※下記には今回申請する対象のお子様の情報のみご記入ください。

	フリガナ 氏 名	申請者 との 続柄	生年月日	同居・別居の別	別居の場合には対象児童の住所を記入
1			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
5			平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

③振込を希望する金融機関の口座について口に✓を入れてください。

- ②の給付金を振り込んだ口座と同じ口座を希望します。
- ②の給付金とは別の口座を希望します。→下欄に希望する口座情報を御記入ください。
(原則、①世帯主の口座とします。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
金融機関コード	支店コード	1. 普通 2. 当座		

ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)	番号 (右詰めで)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
通帳の見開き左上 または キャッシュカードに 記載の記号・番号をお書きください	1 0 ※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、電話0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)までお問い合わせ下さい。

裏面も必ず御確認ください

※代理人(世帯主以外)の口座に振り込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、表面の③に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	氏名	住所	
	フリガナ	〒	
	世帯主との関係	生年月日	電話番号 ※日中連絡がしやすい番号
	1.同一世帯 2.法定代理人 3.親族等()	明・大・昭・平・令 年 月 日	()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、鹿屋市低所得者支援給付金の「受給」を委任します。		世帯主	氏名 (署名又は記名押印)※上記の申請印と同じ印を押印してください

誓約・同意事項 ※必ず御確認ください

- 私は、低所得者支援給付金（以下「本給付金」という。）の支給要件に該当します。
- 世帯の全員が、「非課税者」又は「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者及び非課税者」のみで構成されています。
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 令和6年11月20日までに、申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。
- 市が本給付金の支給決定を行った以降であっても、申請者の責めのいかんを問わず、振込不能等の事由によって令和6年12月27日までに支払が完了しない場合は、以後、本給付金は支給されないことに同意します。
- 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、また、世帯の一員が、本給付金を受給していることが判明した場合には、本給付金を返還します。

添付書類について ※ご提出前に、もう一度ご確認ください

- ①本人確認書類（世帯主・代理人※）のコピー
世帯主（申請・請求者）本人の運転免許証、マイナンバーカードの表面、健康保険証、年金手帳、後期高齢者医療被保険者証、パスポート、在留カード等（いずれか1点）のコピーを同封してください。
※代理人の口座での受給を希望した場合は、世帯主と代理人両方の本人確認書類のコピーが必要です。
 - ②振込口座が確認できる書類のコピー
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳のコピー（通帳の表紙をめくったページ等）またはキャッシュカードのコピーを同封してください。
 - ③「令和6年度課税状況を証明するための書類」の写し
※令和6年1月2日以降に、鹿屋市に転入された方全員の「令和6年度課税状況を証明するための書類」（課税証明書及び非課税証明書）の写しを同封してください。
※収入がない15歳以下の方は同封不要です。
※「令和6年度課税状況を証明するための書類」（課税証明書及び非課税証明書）は、令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得してください。
- ※④対象児童に令和6年6月4日以降に生まれた新生児が含まれる場合のみ
- ・出生届出済証明書 又は 住民票の写し（コピー）等
- ※⑤対象児童の住所が申請者と異なる（別居）場合のみ
- ・令和6年6月3日時点で別居している児童の世帯の住民票謄本（写し（コピー）可）
 - ・別居監護申立書（第7号様式）

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____

※記入漏れや添付書類の不備はありませんか。不備がある場合、給付を受けられませんのでご注意ください。



年 月 日

鹿屋市長 様

【申立者】（低所得者支援給付金（こども加算金）の申請者（請求者））

住 所 _____

氏 名 _____

別居監護申立書

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1 別居している児童について（※平成18年4月2日以降に生まれた児童）

	フリガナ 氏 名	申請者 との 続柄	生年月日	児童の住所
1			平・令 年 月 日	
2			平・令 年 月 日	
3			平・令 年 月 日	

2 別居している児童の属する世帯について

フリガナ 世帯主の氏名	児童から見た 世帯主の続柄

3 別居の理由について

- (1)仕事の都合上、単身赴任をしているため
- (2)児童の進学、通学のため
- (3)その他 ()

4 別居期間について

_____年 月 日 から _____年 月 日までを予定

5 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、仕送り等）について
